

改正後	改正前
<p>埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例</p> <p>第二章 総則</p> <p>第一条 (略)</p> <p>(消費者の権利の確立)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>一 商品(事業者が消費者から購入するものを含む。以下この条、<u>第四条第一項及び第二項、第八条第一項、第二十一条、第二十一条の二第二項並びに第二十八条第一項第二号において同じ。</u>)又は役務により生命、身体又は財産が侵されない権利</p> <p>二(七) (略)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>(事業者の責務等)</p> <p>第四条 事業者は、その取引する商品又は役務について、品質その他の内容の向上、危害の防止、公正な取引の確保、正確な情報の提供等必要な措置を講ずるとともに、価格の安定及び流通の円滑化に努めなければならない。</p> <p>2(5) (略)</p> <p>第四条の二(第二十一条) (略)</p> <p>(不当な取引行為に関する調査等)</p> <p>第二十一条の二 (略)</p> <p>2 知事は、前項の調査を行うに当たり、必要があると認めるときは、当該商品又は役務を<u>取引する事業者</u>に対し、当該行為の正当性等を示す資料の提出を求めることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>第二十二条(第二十六条) (略)</p> <p>(審議会のあつせん及び調停)</p> <p>第二十七条 (略)</p> <p>2 審議会は、あつせん又は調停のため必要があると認めるときは、当該苦情に係る事業者、消費者その他の関係者の出席を求め、その意見を<u>聴</u></p>	<p>埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条 (略)</p> <p>(消費者の権利の確立)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>一 商品又は役務により生命、身体又は財産が侵されない権利</p> <p>二(七) (略)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>(事業者の責務等)</p> <p>第四条 事業者は、その供給する商品又は役務について、品質その他の内容の向上、危害の防止、公正な取引の確保、正確な情報の提供等必要な措置を講ずるとともに、価格の安定及び流通の円滑化に努めなければならない。</p> <p>2(5) (略)</p> <p>第四条の二(第二十一条) (略)</p> <p>(不当な取引行為に関する調査等)</p> <p>第二十一条の二 (略)</p> <p>2 知事は、前項の調査を行うに当たり、必要があると認めるときは、当該商品又は役務を<u>供給する事業者</u>に対し、当該行為の正当性等を示す資料の提出を求めることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>第二十二条(第二十六条) (略)</p> <p>(審議会のあつせん及び調停)</p> <p>第二十七条 (略)</p> <p>2 審議会は、あつせん又は調停のため必要があると認めるときは、当該苦情に係る事業者、消費者その他の関係者の出席を求め、その意見を<u>聴</u></p>

き、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

3 知事は、第二項の規定によりあつせん又は調停に付した苦情が解決した場合又は解決の見込みがないと認める場合において、消費生活の安定及び向上を確保するために必要があると認めるときは、当該あつせん又は調停の経過及び結果を公表することができる。

第二十八条～第三十四条 (略)

くことができる。

第二十八条～第三十四条 (略)